

☆平成27年分確定申告提出期限☆

今年も確定申告の時期となりました。

申告及び納税期限は、下記のとおりです。

所得税及び復興特別所得税・贈与税：3月15日まで

消費税：3月31日まで

所得税及び復興特別所得税の還付申告については既に受付が始まっています。

なお自動振替による納税の振替予定日は、所得税及び復興特別所得税が4月20日、消費税が4月25日です。前年までに申請されている方は、自動的に本年も適用されます。ただし所轄税務署が変わっている場合は再度申請し直す必要がありますので、ご注意ください。

☆平成27年分から適用される主な改正事項☆

▶所得税及び復興特別所得税

1. 改正前の所得税の税率構造に加えて、課税される所得金額4,000万円超について45%の税率を設けることとされました。
2. 住宅借入金等特別控除など、6つの措置の適用期限が平成31年6月30日まで1年6か月延長されました。
3. 公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者は、この制度を適用できないこととされました。
4. 「国外転出時課税制度」が創設され、一定の資産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課されることとなりました。

▶消費税

1. 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税が見直しされました。

▶贈与税

1. 暦年課税について要件を満たすときは一般税率ではなく、「特例税率」を適用して計算します。
2. 相続時精算課税の適用要件が変わりました。
3. 住宅取得等資金について要件を満たすときは、一定の非課税限度額までの金額が非課税となります。ご不明点等ございましたら、担当者までご連絡下さい。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

引力

引力は、何も地理学上のものだけではありません。人を引き付けるのも一種の引力です。

最近、自分にはどのくらいの引力があるのかと考えられることがあります。

もし、引力があまりなかったら、誰もついてくる人はいなくなってしまう。

経営の言葉で言えば、リーダーシップなのかもしれませんね。だとしたら、人間としての本質、価値観、存在意義が大事になります。

大切に思うことは言葉にして発信しなければ伝わりません。そして、相手を思いやること。常に言い続けること、思うこと。飽きられても、あきれられても。毎日、毎日。

所得税確定申告

個人のお客様には1月中に資料送っていただくお願いをしたところ、ほとんどの方よりご理解をいただき、期日までに入手することができました。この場をお借りして御礼申し上げます。

人手不足はどの業界でも言われておりますが、とりわけ会計事務所業界は深刻です。当事務所も例外ではありません。

そのため、作業の早期着手と役割分担を明確にし、効率よく進めて参りたいと考えております。

関与先の皆様におかれましては、この時期、何かとご迷惑をおかけすることもあると思います。

業務をこなすに十分な体制を作るべく日夜改善・変革を進めております。

何卒、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

人事情報

2月2日より、経営支援部に新たに経験豊富な期待の星、「小川朋子」が入社しました。担当させて頂く関与先の皆様には、近々にご挨拶をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、現在、この2月3月の確定申告時期のための臨時のアルバイトを募集しています。大学生大歓迎です。どなたかおられましたら、是非、ご紹介ください。

今月の一言

『自分の長所を見つけよう!』

とりあえず、自分の長所を見つけてみましょう。もし、見つからなければ長所を自分で作ってみましょう。

そしてそれを伸ばすように心がけましょう。

長所は、自分の中の運の良いもの、ツイているものなのです。